

議案第82号

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第
41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月27日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

雇用対策法の一部改正に伴い、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に
関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、
この案を提出します。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を
改正する条例

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第
41号）の一部を次のように改正する。

別表第2の20の項中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の
雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。